

空き家バンク登録の手引き～登録事業者編～

◎登録事業者の各種手続き

空き家バンクの事業者登録をする場合の手続きは、下記のとおりとなっております。

1 登録事業者とは・・・空き家バンクに登録された空き家の媒介を行う、宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいいます。

2 各種手続き

①登録事業者の登録をしたい	<p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none">・石巻市空き家バンク登録事業者登録申請書（様式第16号）・添付書類：宅建免許の写し <p>⇒ 申請後は提出された書類を審査いたします。</p> <p>登録要件</p> <ul style="list-style-type: none">・宅地建物取引業者であること。・市内に事業所を有していること。・暴力団員・暴力団員等ではないこと。 <p>⇒ 申請内容に虚偽の記載があった場合や、登録要件を満たさない場合、登録が取り消されます。</p> <ul style="list-style-type: none">・市区町村民税を滞納しているもの。
②申請・登録後のながれ	<ul style="list-style-type: none">・申請後、登録の可否を通知いたします。（登録期間は2年間で、再登録もできます。）
③登録情報の変更をしたい	<p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none">・石巻市空き家バンク登録事業者登録事項変更届（様式第19号）を提出していただきます。
④登録情報を抹消したい	<p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none">・石巻市空き家バンク登録事業者登録取消届（様式第21号）を提出していただきます。
⑤登録後にご協力いただくこと	<p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none">・石巻市から依頼された登録物件について、現地調査のご協力をお願いいたします。※市職員等も同行します。・現地調査後は「石巻市空き家バンク情報登録申請物件調査報告書（様式第4号）」の提出をお願いします。・現地調査後に登録された物件は、所有者等と媒介契約を締結してください。・登録物件の取引が成約した場合は、市にご報告をお願いします。・空き家バンク登録物件の売買・賃貸借契約の成約に向け、登録物件のご紹介や、HPなどによる周知にご協力ください。